

河合町立文化会館運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、河合町立文化会館運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

(設置目的)

第2条 協議会は、河合町立文化会館の今後の運営を検討し、その結果を町長に提言することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、教育長、教育委員のほか、関係団体、町行政職員等のうちから15人以内を町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は町長が委嘱した日から第2条の目的が達成されるまでとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員の中から委員長が予め指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は町長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は教育振興部生涯学習課において行なう。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

付則

この要綱は、令和6年8月9日から施行する。